

事 務 連 絡  
平成21年5月20日

各府省勤務時間・休暇担当者 殿

人事院職員福祉局職員福祉課長補佐

新型インフルエンザ等感染症に関する休暇の取扱い等について

標記については、下記の事項に留意してください。

記

- 1 新型インフルエンザ等感染症により出勤することが困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて、「新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（通知）」（職職一181平成21年5月20日付け職員福祉課長通知）のとおりとすることとなりましたので、適切に対応してください。
- 2 上記1の通知で示した場合を含め、新型インフルエンザ等感染症の国内発生に当たっての職員の出勤に関する現段階における取扱いは、以下のとおりとなりますので、ご参考までにお知らせします。
  - (1) 職員がインフルエンザ様症状を呈する場合  
病気休暇の取得（出勤しようとする場合は、人事院規則10-4第24条第2項に基づく就業禁止）
  - (2) 濃厚接触者として外出自粛要請又は停留の措置を受けている場合  
人事院規則15-14第22条第1項第16号に基づく特別休暇の取得
  - (3) 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤できない場合  
年次休暇の取得を原則とするが、在宅勤務を命ずることも可能  
在宅勤務を命ずる場合には、業務の与え方、勤務時間管理等に留意するとともに、職務専念義務違反の状況が生じないよう職員に周知すること
  - (4) 早出遅出勤務を活用する場合  
通勤途上の感染機会の減少等のため勤務時間法第4条第1項及び第6条第2項に基づき業務上の早出遅出勤務を行うに当たっては、あらかじめ勤務時間の割振り等を定め、適切な方法によりその内容を明示すること

以 上

連絡先：03-3581-5311（代表）

勤務時間第二班 （内線 2566）  
健康安全対策推進室健康班 （内線 2567）